

2022年度 A 日程

福岡大学法科大学院

法律専門試験

憲 法
刑 法
行政法

問題冊子（問題のみで3枚）

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問（憲法）

X（原告）は訴外 A 自動車教習所の技能指導員であったが、X の解雇事件を A から受任した B 弁護士の申出に基づき C 弁護士会は、弁護士法 23 条の 2 に基づき、Y（市長－被告）に対して、「労働委員会及び地方裁判所に提出するため」に必要であるとの理由で X の前科を照会した。Y は、これに全面的に応じて、選挙資格の調査等の資料として作成保管される犯罪者名簿により X には道路交通法違反 11 犯ほかの前科をすべて回答した（以下、「本件回答」という。）。本件回答により X の前科を知った A は、前科の秘匿が経歴詐称に当たるとして X を予備的解雇した。そこで X は、この解雇をめぐる裁判等を抱えて多大の労力・費用を要することになったとして、Y に対して国家賠償請求訴訟を提起した。

（設問）

X の訴訟代理人として、Y の本件回答には憲法上の問題点があり国家賠償法上違法であることを、反論のポイントを指摘しつつ、主張しなさい。

第2問（刑法）

次の事例を読んで、設問に答えなさい。

以前勤めていた会社の社長 A に解雇されたことを恨んでいた甲は、A 宅のドア前に毒入りジュースの瓶を置き、これを A に飲ませて殺害することを決意した。そこで、甲は A 宅の玄関ドア前に毒入りジュースの瓶が入ったコンビニの袋を置いておいた。その数時間後に帰宅し、ジュースの瓶を発見した A は、近所に住む友人が持ってきたものと思い込んで毒入りジュースを一口飲んだが、A の嫌いな味だったので飲むのをやめて捨てた。そのため、A は死亡せず、甲の A 殺害の目的は果たされなかった。

〔設問1〕

上記の事例における甲の罪責について、具体的な事実を摘示しながら、説明しなさい（但し、刑法典上の罪に限り、特別法違反の罪は除く。）。

〔設問2〕

上記事例中の下線部を次のように変更した場合の甲の罪責について、具体的な事実を摘示しながら、説明しなさい（但し、刑法典上の罪に限り、特別法違反の罪は除く。）。

「その数時間後に A の近所に住む B（5 歳）が、たまたま回覧板を届けに A 宅を訪れた。B は、A 宅のインターホンを押したが誰も出てこなかったため、回覧板を玄関ドアの近くに立てかけて帰ろうとした。その際、玄関ドア前に置かれているコンビニの袋の中にジュースの瓶を発見した。B は、おいしそうだったので開栓して毒入りジュースを全部飲み、死亡した。」

第3問（行政法）

以下は最高裁昭和62年10月30日第三小法廷判決の一部である。これを読んで、下記の設問に答えなさい。

租税法規に適合する課税処分について、(1)法の一般原理である信義則の法理の適用により、右課税処分を違法なものとして取り消すことができる場合があるとしても、法律による行政の原理なканずく租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、右法理の適用については慎重でなければならない、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような(2)特別の事情が存する場合に、初めて右法理の適用の是非を考えるべきものである。そして、右特別の事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、のちに右表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁の右表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうかという点の考慮は不可欠のものであるといわなければならない。

〔設問1〕

下線(1)にいう「信義則の法理」と「租税法律主義の原則」について簡潔に述べた上で、租税法律関係においては「信義則の法理」の適用が慎重でなければならない理由について、判決に即して説明しなさい。

〔設問2〕

下線(2)の「特別の事情が存する場合」とはどのような場合か。具体例を挙げ、簡潔に説明しなさい。